

令和7年度

指定障害福祉サービス事業者等集団指導

(参考資料・相談支援)

目 次

- 1 相談支援員の周知用リーフレット P 1
- 2 鹿児島県人材育成ビジョン P 5

障害福祉課 障害施設係

障害福祉分野でお仕事をしている方 / お仕事をしたいと考えている方

社会福祉士・精神保健福祉士の資格をお持ちの方 / 資格取得を目指している方

社会福祉士・精神保健福祉士の資格を目指す大学・養成機関の先生方

相談支援事業所の管理者の方 へ

SHOUGAI FUKUSHI

障害福祉分野の 相談支援員 を知っていますか

障害のある方・障害のあるこどもの相談支援に関わる職種として
「相談支援員」が新たに創設されました

社会福祉士・精神保健福祉士の資格があれば、

相談支援専門員といっしょに

相談支援のお仕事ができます

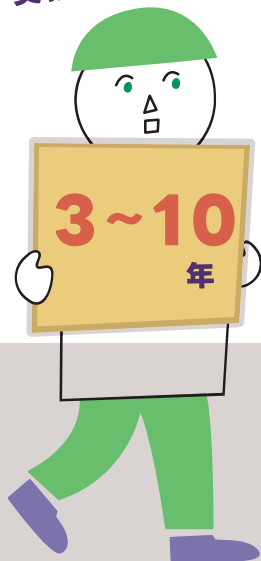
障害のある方・障害のあるこどもが
自立した日常生活や社会生活を送る
ための相談支援を行う「相談支援専
門員」になるためには、3～10年の
実務経験と資格を取得するための研
修の受講が必要となります。

「相談支援員」は、相談支援専門員と
しての業務を経験しながら資格取得
に向けて相談支援のお仕事につくこ
とができる職種として令和6年度よ
り新たに創設されました。



相談支援専門員 とは

介護・福祉分野の
実務経験



障害のある方・障害のあるこどもが自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、生活全般に関わる相談や情報の提供、障害福祉サービス利用のための計画の作成、関係機関との連絡・調整などの業務を行います。業務を行うにあたって、ご本人の想いや希望に寄り添い、ご本人を中心に多職種によるチームで支援を行います。

相談支援専門員になるためには、介護・福祉分野における3～10年の実務経験と相談支援従事者養成研修（初任者研修）の受講が必要です。

相談支援専門員は、主に相談支援事業所（※1）で勤務しています。

※1：相談支援事業所とは

相談支援事業所には、障害のある方が障害福祉サービスの利用全般に対応したケアマネジメント業務を行う「特定相談支援事業所」、障害のある方が地域で自立して生活するための総合的な支援を行う「一般相談支援事業所」、障害のあるこどもが障害児通所支援を利用する際のさまざまな相談に応じる「障害児相談支援事業所」があります。

相談支援員 とは

相談支援専門員の
資格を取る
前から



「社会福祉士」「精神保健福祉士」の資格がある方は、新卒や実務経験がない方も、一定の要件を満たす相談支援事業所（※2）で主任相談支援専門員から指導や助言を受けることができる場合、相談支援専門員の資格を取る前から障害のある方・障害のあるこどもへの相談支援を行う「相談支援員」として働くことができます。「相談支援員」として働いたのち、実務経験の要件を満たした場合は「相談支援専門員」になるための研修（相談支援従事者初任者研修（養成研修））を受講することができます。

※2：「相談支援員」を配置できる相談支援事業所とは

以下の両方の要件を満たす相談支援事業所で、相談支援員を配置することができます。

- ①機能強化型の基本報酬を算定している指定特定相談支援事業所
- ②主任相談支援専門員を配置している相談支援事業所
（主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制を確保）

POINT

生活困窮者への相談支援を行う「相談支援員」とは異なります

生活困窮者自立支援法に基づいて各市町村や都道府県が開設している自立相談支援機関において、生活困窮者への相談支援を行う専門職も「相談支援員」と呼ばれていますが、ここで紹介している「相談支援員」は障害のある方・障害のあるこどもの相談支援に関わる職種であり、異なるものです。

相談支援員 として勤務するためには

- ✓ 「社会福祉士」「精神保健福祉士」の資格が必要です。
- ✓ 常勤専従での勤務が必要です。（業務及び育成に支障がないと市町村が認める範囲で兼務可）

相談支援員 としてできる主な業務

1

サービス等利用計画の原案の作成

障害のある方・障害のあるこどもが必要とするサービスを適切に活用するための計画（サービス等利用計画）の「原案」を作成することができます。

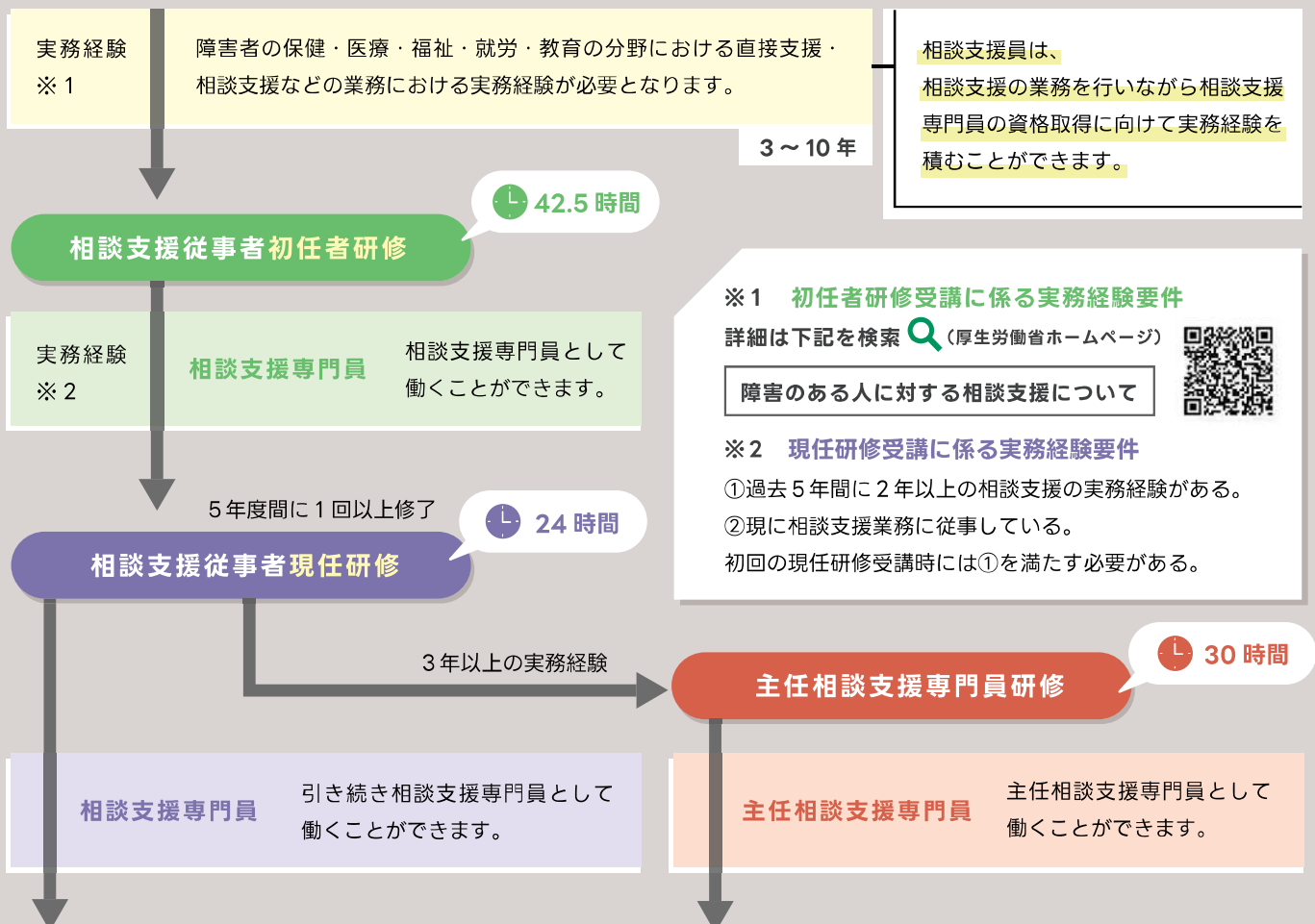
2

モニタリングの実施

サービス等利用計画の目標が達成できているかを確認し評価することができます。

このほかにも、相談支援専門員の指導の下、さまざまな業務の経験を積むことができます。

相談支援専門員の資格取得の流れ



相談支援員として 勤務している方

の声

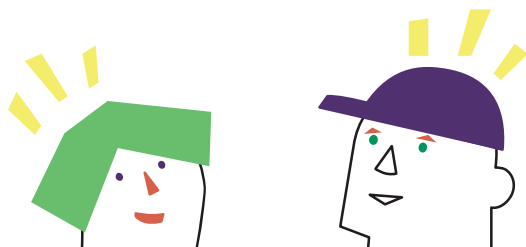
相談支援専門員の資格を取得した時に
スムーズに業務に移行できる。

主任相談支援専門員等の同行のもと
業務を実施することで理解しやすく、
疑問点や不安点を直ぐに相談できる。

多職種、他事業所、
さまざまな関係機関の方々と知り合う
ことができ、交流も広がり、勉強になる。

さまざまなケースに関わりながら、
経験を積む事ができる。

ご本人といっしょによるこび、
成長できる楽しさにやりがいを感じる。



相談支援員を配置した 相談支援事業所

の声

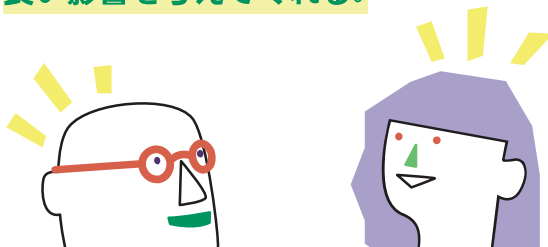
実践を通して相談支援員を育成
することができる。

計画案の素案作成、
モニタリングが実施できるため、
新規利用者の受け入れ数が増える。

相談支援専門員の
資格取得までにノウハウを覚え、
即戦力となる。

計画案の素案作成、モニタリングを任せられ、
相談支援専門員の
補助的な役割を担える。

フレッシュな視点で、
ご本人にも支援チームにも
良い影響を与えてくれる。



※アンケートやヒアリング結果から抽出

障害福祉分野の相談支援について 詳しく知りたい方は 下記もご参照ください。

厚生労働省ホームページ

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について
<https://www.mhlw.go.jp/content/001238910.pdf>
- 2 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要
<https://www.mhlw.go.jp/content/001216035.pdf>
- 3 障害福祉のお仕事の世界
<https://www.mhlw.go.jp/shogaifukushi/>
- 4 しごとの魅力発信
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/minaoshi/index_00006.html



作成 一般社団法人北海道総合研究調査会（HIT）

協力 特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会（NSK）

本リーフレットは令和6年度障害者総合福祉推進事業「相談支援員の配置促進のための調査研究」として作成しております。
本調査研究の報告書は下記をご参照ください。

一般社団法人北海道総合研究調査会（ホームページ） <https://www.hit-north.or.jp/report/>



鹿児島県障害福祉従事者 人材育成ビジョン

鹿児島県障害者自立支援協議会
(人材育成部会)

<目次>

1. はじめに	P. 3
2. 障害福祉従事者に求められるもの	P. 4
3. 鹿児島県における人材育成プロセス	P. 10

(別添資料)

- ・用語集
- ・県が実施する研修一覧

1.はじめに

- 鹿児島県障害者自立支援協議会では、平成28年3月に「鹿児島県障害福祉従事者人材育成ビジョン（Vol.1）」を策定し、障害福祉に従事する人材に求められる役割や研修体系を整理し、人材育成を推進してきたところです。
- 平成30年度の主任相談支援専門員の創設、令和2年度の研修カリキュラムの改定、令和6年度の改正障害者総合支援法施行など、関連制度や相談支援を取り巻く環境は大きく変化しています。
- それらを踏まえ、当協議会はこれまでのビジョンを改定し、必要な視点を追加することで、より質の高い人材の育成を推進します。
- この「人材育成ビジョン」は、相談支援従事者をはじめ、障害福祉職場に従事する全ての者を対象としています。各事業所における従事者のスキルアップ等の人材育成に活用されることを期待します。

2. 障害福祉従事者に求められるもの

障害福祉従事者に求められる4つの資質

(1) 価値観…誠実さと尊重の資質

対人援助やコミュニケーション技術に関する専門職としての姿勢、人権擁護や虐待防止等に関する倫理観

(2) 知識…洞察力と想像力の資質

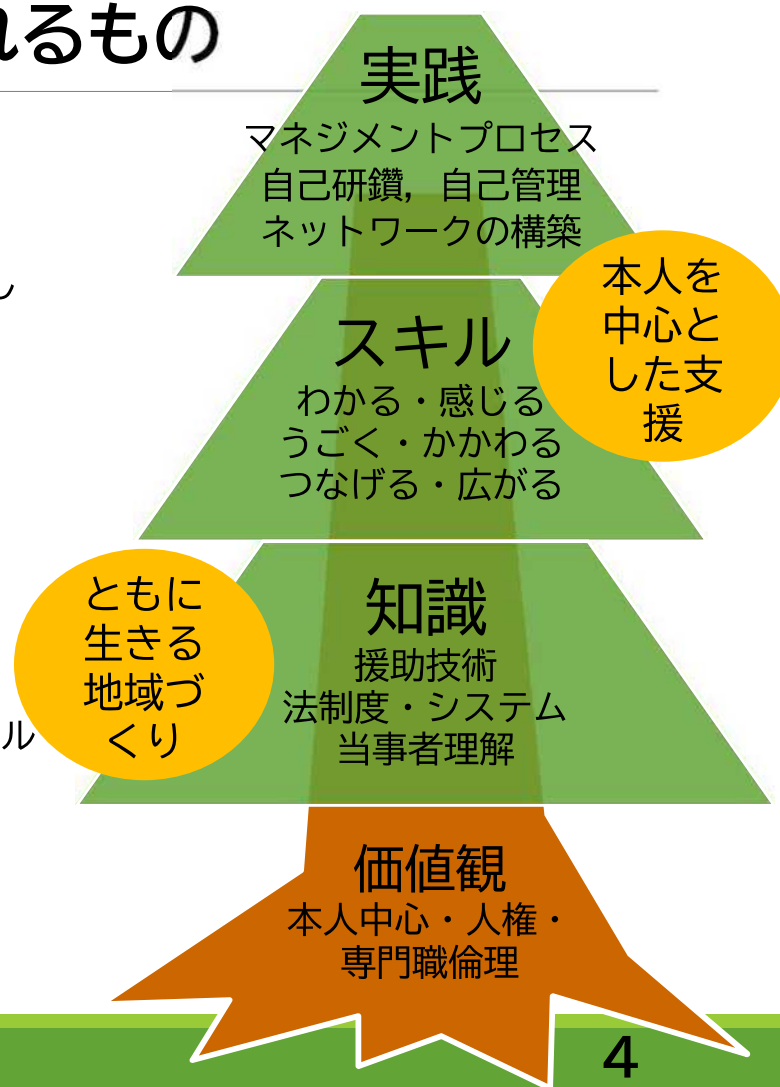
行動の背景や障害特性を理解するための理論的な土台、発達・行動・心理・障害特性に関する理解力

(3) スキル（技術）…協働性の資質

障害福祉に携わる者に必要な技術
チームで支援を進めるための「聴く力」「伝える力」「つなぐ力」といった実践的なコミュニケーションスキル

(4) 実践…自己研鑽の資質

身につけた知識やスキルを実際の支援に活かす行動
実際の支援場面で悩みながらも振り返り、学び続け、より良い関わりを模索する行動の積み重ね
改善と継続の力



2. 障害福祉従事者に求められるもの

(1) 価値観・・・誠実さと尊重の資質

障害福祉従事者は、対人援助やコミュニケーション技術に関する専門職として、利用者一人ひとりの尊厳を尊重した支援を行うことが求められます。さらに、人権擁護の視点を持ち、虐待の防止に対する高い倫理観を持って行動することが不可欠です。専門的知識と技術に基づいた支援を通じて、本人が自らの意思で選択し、地域社会の一員として安心して生活できる環境を築くことが、従事者の重要な使命となります。

●3つのポイント

- ① 本人中心 ・ ・ ・ 本人が、自分の人生を自己決定できるように
(エンパワメント、ストレングスの視点、
意思決定支援)
- ② 人 権 ・ ・ ・ 権利擁護・虐待防止、プライバシー保護への意識
(ノーマライゼーション・インクルージョン)
- ③ 専門職倫理 ・ ・ ・ 障害福祉従事者としての職業倫理に基づく
公平な支援姿勢

2. 障害福祉従事者に求められるもの

(2) 知識・・・洞察力と想像力の資質

障害福祉を推進するためには、専門的な援助技術や、支援に関わる法制度に関する正確な知識が不可欠です。さらに、利用者一人ひとりの状況やニーズを深く理解するための当事者理解も重要です。これらの知識を基盤として、障害のある方々が安心して暮らせる社会の実現に向けた支援を行うことが、障害福祉従事者に求められる責務です。

●3つのポイント

- ① 援助技術 ・ ・ ・ ケアマネジメント技法・面接技法など
- ② 法制度，システム ・ ・ ・ 障害者総合支援法，障害者虐待防止法，
児童福祉法，障害者差別解消法など
- ③ 当事者理解 ・ ・ ・ 当事者に寄り添い，障害種別ごとの特性を理解
(身体・知的・精神・発達障害，難病など)

2. 障害福祉従事者に求められるもの

(3) スキル（技術）・・・協働性の資質

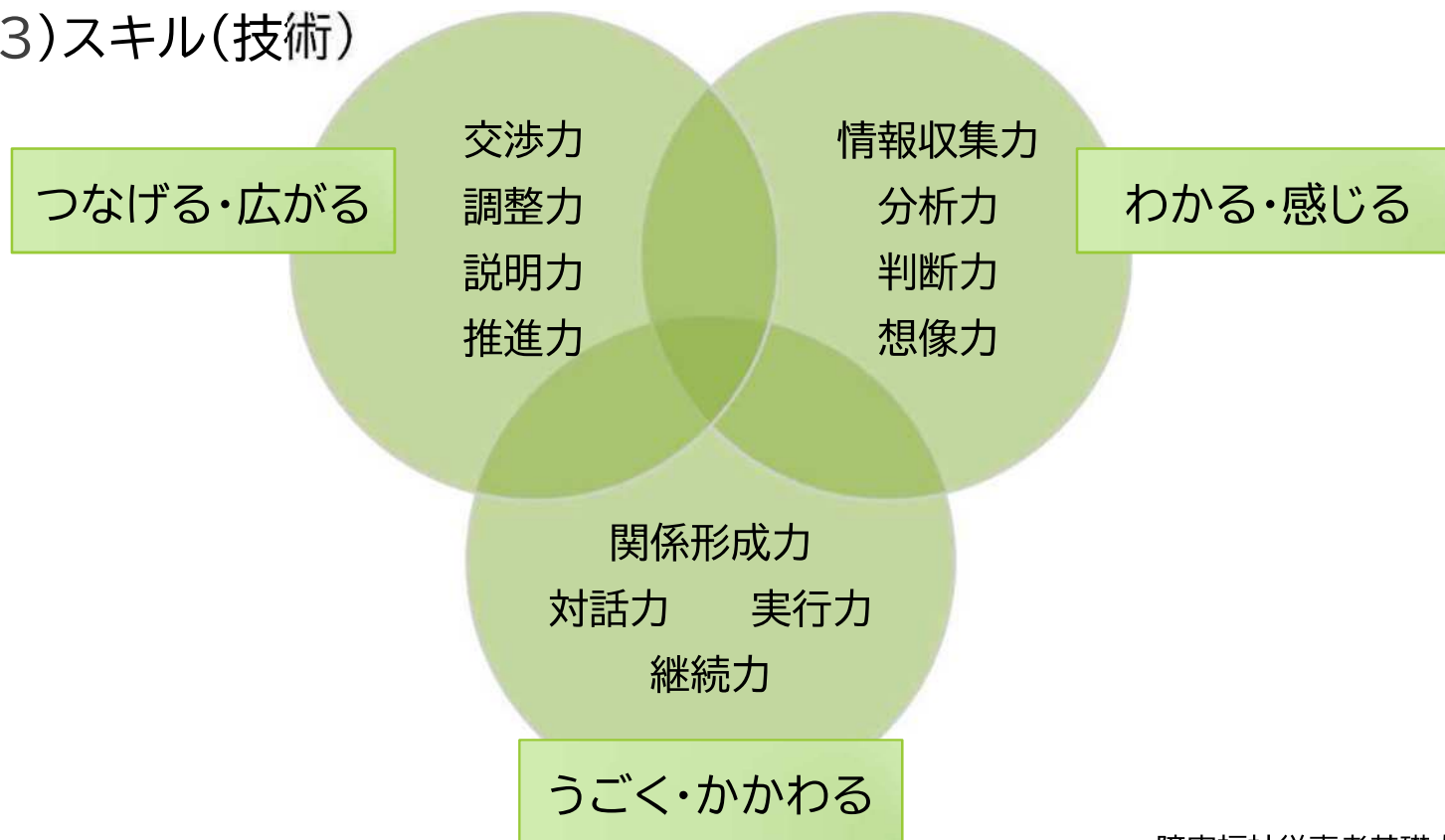
障害福祉従事者には、支援に必要なスキルとして、本人の想いや社会の状況を理解し、ニーズに気づく「わかる」力が求められます。さらに、その理解に基づき適切に行動する「うごく」力、そして本人と地域社会、関係機関をつなぎ支援の輪を広げる「つなげる」力が不可欠です。これらのスキルを総合的に活用することで、利用者一人ひとりに寄り添った質の高い支援が実現できます。

●3つのポイント

- ① わかる・感じる ・ ・ ・ 本人や社会の思い、ニーズに気づく
- ② うごく・かかわる ・ ・ ・ フットワーク、権利擁護の視点を持ち支援する
- ③ つなげる・広がる（ネットワーキング）
・ ・ ・ 協働する仲間を作り、支援体制を構築し社会に働きかける

2. 障害福祉従事者に求められるもの

(3) スキル(技術)



障害福祉従事者基礎力

2. 障害福祉従事者に求められるもの

(4) 実践・・・自己研鑽の資質

障害福祉従事者は、身につけた知識やスキルを実際の支援に活かす行動を常に意識し、利用者のニーズに応じた適切な支援を提供することが求められます。また、自身の支援を振り返り、次の支援に活かす作業を通じて、支援の質を向上させ、より良いサービスの提供につなげていくことが重要です。

● 4つのポイント

- ① マネジメントプロセスの展開
- ② 自己研鑽
- ③ 地域支援ネットワークの構築（連携・協力体制）
- ④ 自己管理（感情コントロール・自己覚知・健康管理・メンタルヘルス）

3. 鹿児島県における人材育成プロセス

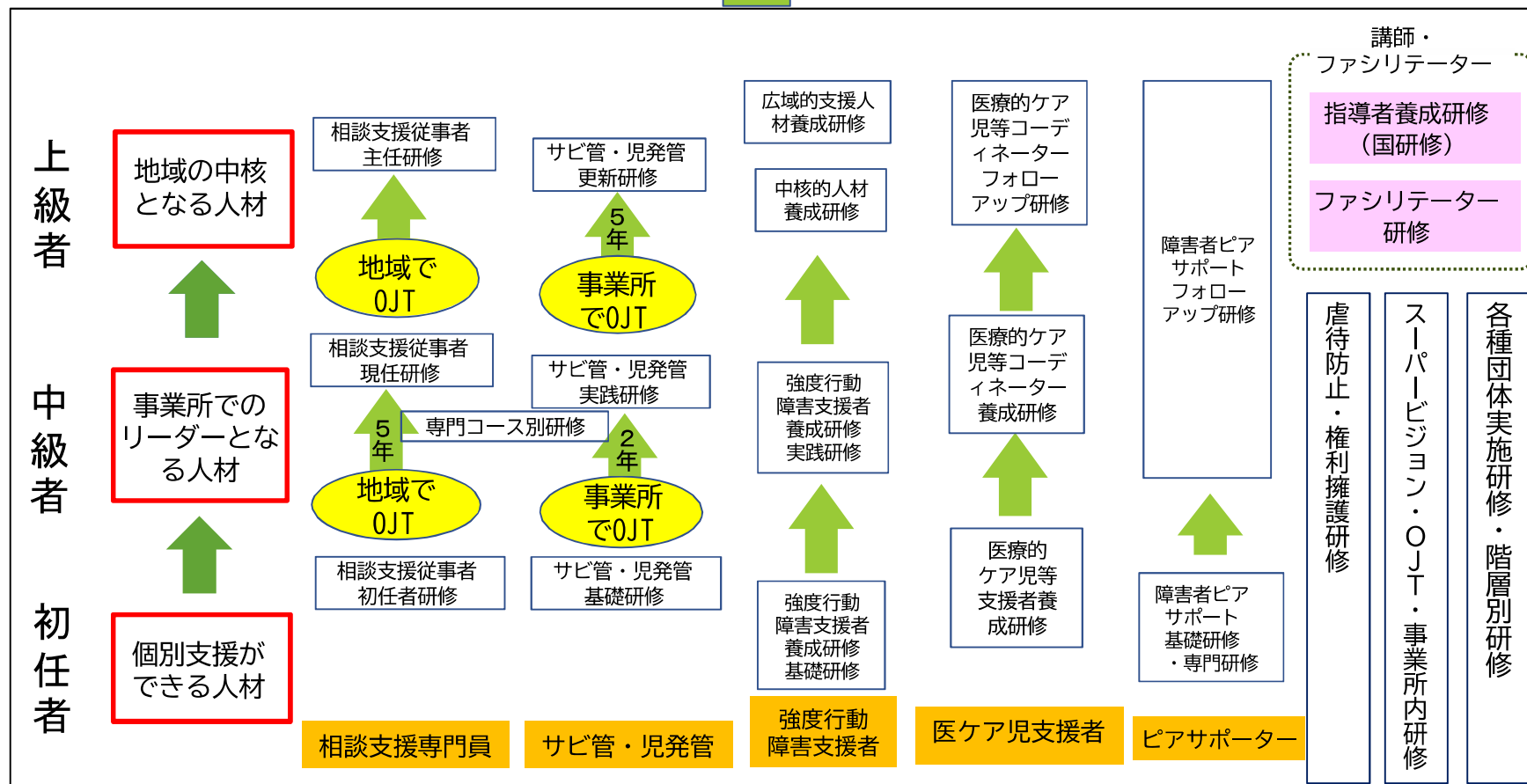
(1) 人材育成におけるキャリア像

	経験年数目安	求められる役割	必要な知識	必要なスキル	事業所等で取り組むこと
上級者	管理者，施設長 主任相談支援専門員 相談支援専門員（現任） サビ管・児発管（更新者）等 （概ね10～20年以上）	地域の中核として， 権利擁護や倫理観 に基づく支援の実 践と人材育成に貢 献する。	障害者支援に関わ る最新の制度や政 策動向を把握し， 地域づくりや支援 の質の向上に向け た知識を活用する。	地域や組織の課題を 分析し，多職種協働 やネットワークの構 築を通じて支援体制 の強化を図る。	福祉制度や地域課題 に関する最新情報の 共有や，多職種連携 を促進するための学 びの場を整備する。 スーパービジョンの 実施。
中級者	相談支援専門員初任者研修 サビ管・児発管基礎研修 修了から5年程度 等 （概ね6～15年）	本人中心の支援を 自立的に実践し， 多様な価値観を受 け止めながら，事 業所のリーダーと して支援の質の向 上に努める。	障害者支援に関す る専門的知識や地 域資源，制度の活 用方法を理解し， 適切に支援へ結び つける。	利用者の状況を的確 に把握し，関係機関 や地域資源と連携し ながら，本人のニー ズに応じた支援を調 整し実践する。	専門性の向上や地域 資源の活用に関する 研修の実施と，実践 を通じた経験の積み 重ねを支援する。
初任者	生活支援員，児童指導員等の 直接処遇職員 （概ね5年程度）	本人の思いや願い に寄り添い，権利 を尊重し，本人中心 の支援を実践する 姿勢をもつ。	障害の特性や基本 的な支援技術，関 係法制度について の基礎的な知識を 理解する。	利用者の思いを受け 止め，安心感を与え るコミュニケーション や日常生活支援の 基本的な技術を実践 する。	基礎的な知識や技術 の習得に向けた研修 の実施や，先輩職員 によるOJTを行う。

3. 鹿児島県における人材育成プロセス

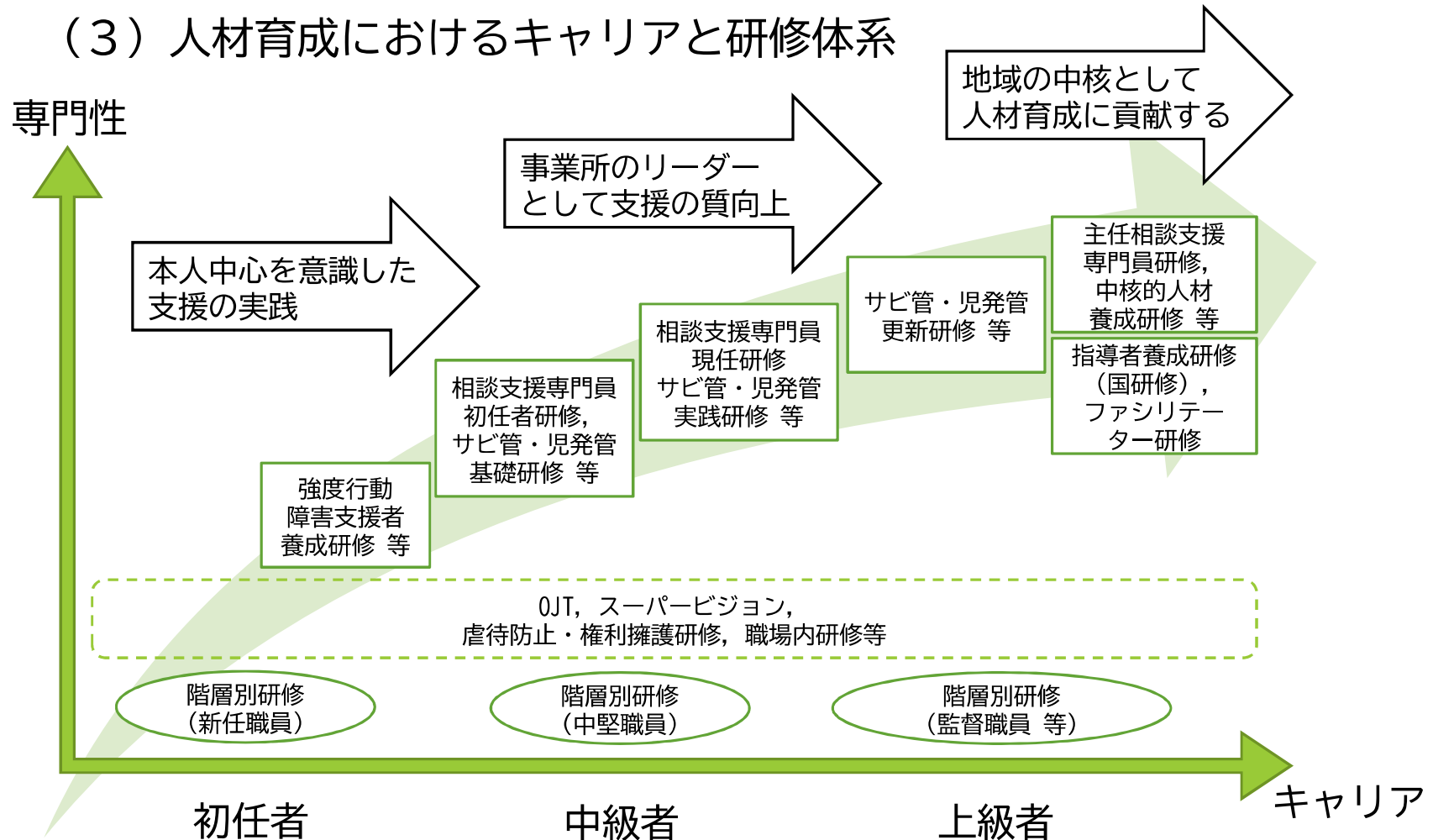
(2) 人材育成における研修体系

「一人ひとりの人格と個性が尊重される社会」を目指す人材



3. 鹿児島県における人材育成プロセス

(3) 人材育成におけるキャリアと研修体系



3. 鹿児島県における人材育成プロセス

(4) 人材育成の取組

県障害者自立支援協議会や専門部会等での議論を中心として、以下のことに取り組みます。

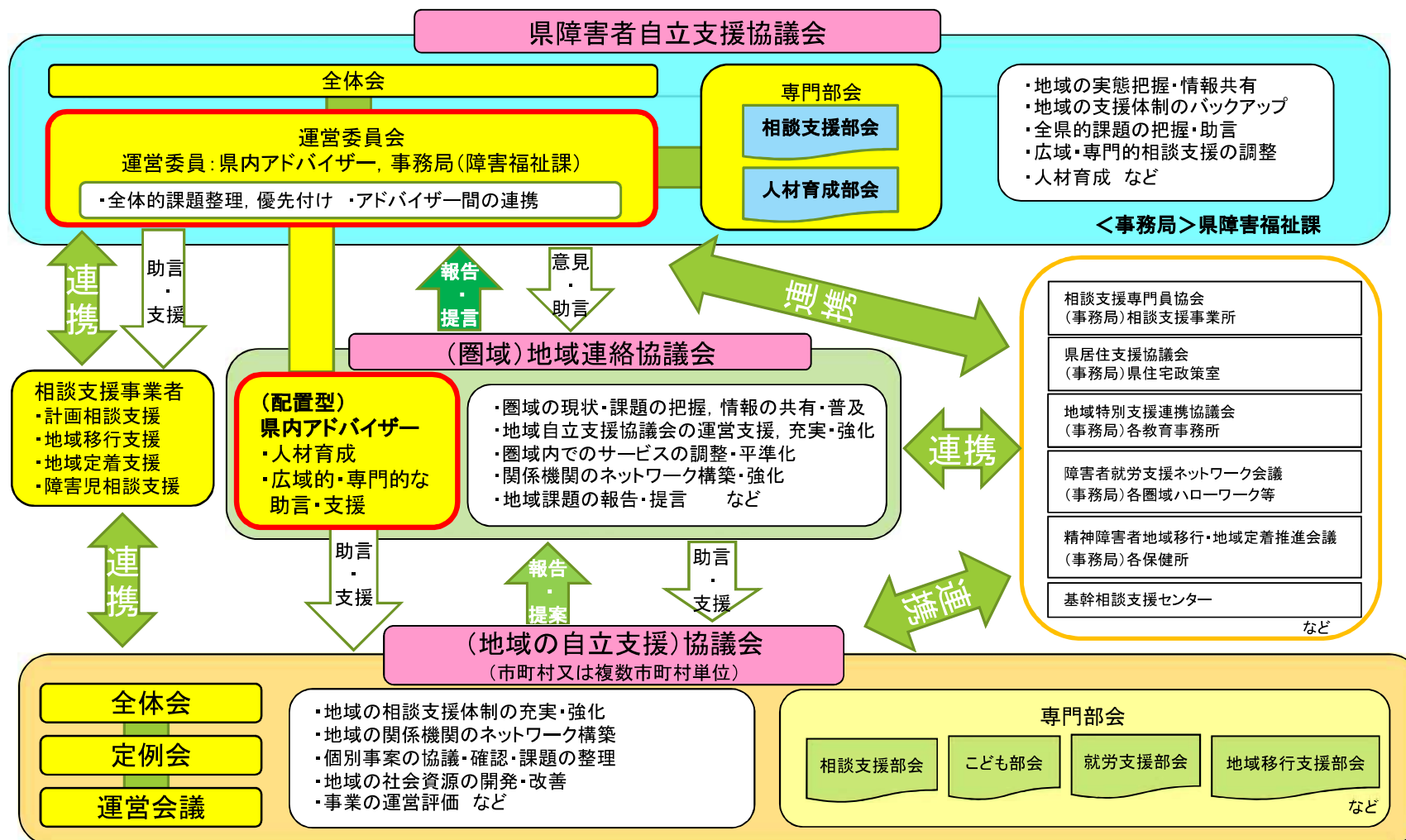
- 鹿児島県障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとに『県内アドバイザー』を配置し、各（地域自立支援）協議会や地域連絡協議会等の運営を盛り立てます。
- 国が開催する指導者養成研修及び九州ブロック主任相談支援専門員養成研修への派遣推薦者について、各圏域でのバランス調整を行いながら、人材育成部会等において選定推薦することで、全ての圏域における人材育成を図ります。

3. 鹿児島県における人材育成プロセス

(4) 人材育成の取組

- 現行の法定研修に加えて、任意研修（専門コース別研修等の法定外研修）や地域で企画運営される研修等を通して、さらに資質向上を図ることができる体制整備を支援していきます。
- （地域自立支援）協議会において研修を実施する等、各地域での研修体制を確立するとともに、それぞれの地域ニーズに即した研修に取り組み、実践力のある障害福祉従事者の育成及び指導的ファシリテーション能力を備えた次世代指導者（地域リーダー）育成に取り組みます。

障害者自立支援協議会の体系図



鹿児島県障害福祉従事者人材育成ビジョン(Vol. 2)

令和7年7月

作成：鹿児島県障害者自立支援協議会（人材育成部会）

（事務局）鹿児島県保健福祉部障害福祉課
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
TEL：099-286-2753
FAX：099-286-5558
E-Mail：s-jiritsu@pref.kagoshima.lg.jp

別添資料 用語集①

● 対人援助

利用者のニーズに応じて、心理的・社会的な支援を行い、生活の質を向上させるための関わり。

● 人権擁護

すべての人が持つ基本的な権利や自由を守り、尊重するための活動や取り組み。特に、社会的弱者やマイノリティの権利を保護し、差別や虐待から守ることが重要となる。

● エンパワメント

本人の自己決定や自立を支援し、能力や資源を引き出すプロセス。本人が自らの生活を主体的に選択し、充実した生活を送ることを目指す。

● スtrenグス

本人が元来有する「強さ、能力、意欲」に着目して、それを引き出し、活用していくこと。

● 意思決定支援

自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み。

● ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すこと。

● インクルージョン

すべての人が社会に参加し、共に生活できる環境を整える考え方。

別添資料 用語集②

● ケアマネジメント

利用者のニーズに基づき、エンパワメントの視点から適切な支援を計画・調整し、サービスを提供するプロセス。

● 面接技法

利用者のニーズや状況を理解するために用いるコミュニケーション手法。適切な質問や傾聴を通じて、信頼関係を築き、利用者の意見や感情を尊重しながら支援を行う。

● 相談支援専門員

障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する。

● 主任相談支援専門員

地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の相談支援の中核的な役割を担う者。

● サービス管理責任者（サビ管）

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所で必要となる責任者。利用者の個別支援計画の作成や、定期的な評価など、サービス提供のプロセス全体に関する管理をするほか、サービスを提供する他の職員に対する指導的な役割を担う。

● 児童発達支援管理責任者（児発管）

児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービス等の事業所で必要となる責任者。利用児童の個別支援計画の作成や、定期的な見直しなど、支援のプロセス全体に関する管理をするほか、他の職員に対して支援内容に関する助言や調整などの役割も担う。

● 医療的ケア児等（医ケア児）

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等。

別添資料 用語集③

- 医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、必要な支援を調整・提供する専門職。

- 中核的人材

強度行動障害を有する障害者等に対して適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導、助言を行う現場支援で中心となる人材。

- 広域的支援人材

中核的人材を育成し、地域支援体制のスキルアップを図る役割を担う人材。また、集中的支援（強度行動障害を有する障害者等の状態が悪化した場合における支援）のアドバイスを行う。

- 障害者ピアサポーター

自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行う者。

- OJT（On-the-Job Training）

職場内研修のこと。日常の職務を通じての研修であり、職場の上司や先輩から実際の仕事に即して、必要な知識や技能等（価値観や倫理観）を計画的、体系的に指導する教育訓練

- スーパービジョン

専門的な知識や技術を向上させるために、経験の浅い支援者（スーパーバイザー）が経験豊富な指導者（スーパーバイザー）からの助言やフィードバックを受け、相互に学び合うプロセス。サービスの質や技術の向上、トラブルへの対処能力の向上を目指す。

- ファシリテーター

研修等の場において、参加者が主体的に取り組むよう意見を引き出し、合意形成をサポートする進行役。

別添資料 用語集④

- 多職種協働，多職種連携

異なる専門職が連携し，情報や知識を共有しながら，協力してサービスの質を向上させる取組

- 県障害者自立支援協議会

県に設置されている協議会。障害者の地域における自立生活を支援するため，県全体の相談支援体制を構築する主導的役割を担う協議の場。

- 県内アドバイザー

地域連絡協議会（県内7か所）に配置している。各圏域の現状・課題を把握し，市町村や圏域の相談支援体制の整備について助言する等の役割を担う。

- 障害保健福祉圏域

広域的な視点から障害福祉サービス等の提供体制の確保を図るために，県内に7つの圏域を設定。（鹿児島，南薩，北薩，始良・伊佐，大隅，熊毛，奄美）

- （地域自立支援）協議会

市町村単独または共同で設置されている協議会。地域の関係者が集まり，地域における課題を共有し，その課題を踏まえて，地域のサービス基盤の整備を進めていく役割等がある。

- 地域連絡協議会

障害保健福祉圏域ごとに設置されている協議会。圏域における課題の共有，（地域自立支援）協議会運営の支援等の役割がある。

- 人材育成部会

県自立支援協議会に設置されている専門部会のひとつ。本県における障害福祉人材育成の進め方について協議を行う場。

別添資料 県が実施する研修一覧①

- ・ 相談支援従事者研修（初任者研修，現任研修，専門コース別研修）
- ・ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎研修，実践研修，更新研修）
- ・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修，実践研修）
- ・ 重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程，追加課程，統合過程）
- ・ 主任相談支援専門員養成研修
- ・ 障害者虐待防止・権利擁護研修
- ・ 同行援護従業者養成研修（一般課程，応用課程）
- ・ 障害者ピアサポート研修（基礎研修，専門研修，フォローアップ研修）
- ・ 喀痰吸引等研修事業第三号研修（基本研修，実地研修）
- ・ 医療的ケア児等支援者養成研修
- ・ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

別添資料 県が実施する研修一覧②

- ・発達障害関係者スキルアップ研修
- ・困難事例対応力向上研修
- ・発達障害地域支援専門員フォローアップ研修
- ・ペアレントメンターフォローアップ研修
- ・思春期・依存症対策に関する研修会
- ・精神障害者地域移行・地域定着推進研修会
- ・高次脳機能障害支援に関する研修会（一般研修，専門家研修，圏域研修）
- ・身体障害者更生援護業務市町村担当者職員研修会（基礎コース）
- ・障害支援区分認定調査員等研修
（認定調査員研修，市町村審査会委員研修，障害支援区分認定主治医研修）

別添資料 県が実施する研修一覧③

- ・手話通訳者等研修
- ・盲ろう者通訳・介助員等研修
- ・失語症者向け意思疎通支援者等研修
- ・要約筆記者等研修
- ・点訳奉仕員等研修
- ・音訳奉仕員等研修
- ・デイジー編集奉仕員研修
- ・字幕制作ボランティア研修